

CKDQ&A【ネットワークの仕組みについて】

問い合わせ内容	回 答
<p>CKD予防ネットワークの受診勧奨文書（以下、受診勧奨文書という）を持った患者さんがきたが、どうすればよいでしょうか。</p>	<p>原則、再検査を実施し、腎臓診療医への紹介基準に該当する場合は、様式1（紹介シート）を作成し、腎臓診療医へ紹介してください。また、紹介基準に該当するかどうかにかかわらず、様式0（受診報告書）を作成し、保健所にFAX等で連絡してください。</p>
<p>CKD登録医ではないが、かかりつけの患者が受診勧奨文書を持ってこられた。対応していいでしょうか。</p>	<p>患者のかかりつけ医で対応できます。検査の結果、腎臓診療医の紹介基準に該当する場合は、腎臓診療医に紹介してください。</p>
<p>患者が受診勧奨文書を持ってきたが、当院のかかりつけ患者でなかったため、腎臓診療医に直接行くように案内したところ、腎臓診療医から「システム上おかしい」と言われた。患者の負担を考慮してそうしたが、できないのでしょうか。（患者が持参したデータはe-GFRの値のみで、血圧や血糖などの値が不明だったため、「無駄な検査はしたくない」ということで腎臓診療医を紹介したもの。）</p>	<p>健診の数値は、その日の体調などにより変動するので、原則、CKD登録医またはかかりつけ医で再度検査し、その結果により、腎臓診療医に紹介してください。</p>
<p>腎臓診療医が、その患者にとってかかりつけ医だった場合も、CKD登録医で診察をしないといけないのでしょうか。</p>	<p>かかりつけ医がたまたま腎臓診療医だった場合は、わざわざCKD登録医に診察してもらう必要はありません。</p>
<p>CKD予防ネットワークのシステムでは、腎臓診療医からCKD登録医に患者が戻されることになっていますが、そのまま腎臓診療医に治療をお願いすることはできないのでしょうか。</p>	<p>登録医が腎臓診療医に患者を紹介する「紹介シート」（様式1）の中段に「紹介後の方針」という項目があり、その中に「基本的に専門医に任せたい」という選択肢があるので、それにチェックしてください。</p>
<p>受診勧奨文書をもってこられる方がおり、本院にも腎臓医（腎臓診療医の条件にあてはまらない医師）がいるが、腎臓診療医に紹介する必要があるのでしょうか。</p>	<p>受診勧奨文書を持ってきた方に再検査をし、腎臓診療医への紹介基準に該当する場合は、腎臓診療医に紹介してください。ただし、患者さんの意向により、受診された病院での治療を希望される場合は、この限りではありません。</p>
<p>持病があり、本院に通院中の患者が受診勧奨文書を持ってきた。以前腎臓専門医に紹介したことがあるが、再度ネットワークの紹介状を書く必要があるのでしょうか。</p>	<p>検尿、血液検査等を実施し、腎臓診療医への紹介基準に該当する場合は、再度紹介してください。ただし、主治医の判断にもよるところがあると思います。</p>

問い合わせ内容	回答
<p>以前から腎臓の値が悪く、市立病院で診察したいと思っている。ネットワークの事をホームページで見たら、CKD登録医に行くように書いてあるがかかりつけは内科で、CKD登録医にはなっていない。どうすればよいのでしょうか。</p>	<p>ご自身のかかりつけ医に、ご希望の腎臓診療医への紹介をご相談ください。</p> <p>※市立病院は、H28. 7.1 から、初診の患者さんで「紹介状」がない時は、診療費とは別に初診時選定療養費 3,240円（税込）の負担が必要になりました。</p>
<p>健診後、腎臓診療医を直接受診した場合は、どのような対応をとったらよいですか。</p>	<p>健診後、CKD登録医を経ずに腎臓診療医を受診した場合は、診察後、原則CKD登録医に様式2を使って逆紹介してください。</p>
<p>CKD登録医から紹介された対象者が、今後腎臓診療医での診察を希望した場合、どのような対応をすればよいのでしょうか。</p>	<p>原則、CKD登録医での治療を行うように勧めてください。（参考資料2の腎臓診療医への受診間隔を参考に次回受診予定日を対象者に伝達してください。）</p>
<p>腎臓診療医の診察で、薬の処方や薬の変更が必要な場合は、どのような対応をすればいいのでしょうか。</p>	<p>CKD登録医に薬の処方や、薬の変更について、様式2（返信シート）で伝達し、処方薬はCKD登録医で出してもらうようにしてください。</p>
<p>受診勧奨文書を持った患者さんがきたが、検査の数値が非常に悪く、早めに腎臓診療医を受診する必要がある方にも、再検査をする必要があるのでしょうか。</p>	<p>原則、再検査の上、腎臓診療医を紹介してください。</p>